

今後の研修受講シールの取扱いについて

令和元年 5 月 30 日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

平成 31 年 3 月に研修受講シールの不正についての報道がなされたことから、研修受講シールの取扱いに関して、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長連名通知を以て対策を講ずるよう指示がなされました。

これに対応するため、これまでの取扱いを改め、令和元年 7 月 1 日以降、次のとおりとすることとしました。

不正に関わった薬剤師はごく少数と思料しますが、薬剤師全体の倫理が問われているものであり、不正の余地を残すことは研修認定制度の根幹を揺るがすものと考えます。研修会受講時の手続きは多少煩瑣になりますが、真摯に生涯研修に取り組んできた薬剤師にとって、生涯研修が引き続き着実に行われるよう、新たな取扱いについてご理解をいただきたいと思えます。

なお、当財団では、研修の受講や認定申請など認定業務全体の電子化を計画しています。令和 2 年度中の運用開始を目指していますので、運用が始まれば、手続きの簡素化が図られるものと考えます。

おって、薬剤師認定制度認証機構の認証を受けている他の薬剤師認定制度実施機関の発行する研修受講シールの取扱いについては、後日改めてお知らせします。

1. 受講者名簿の作成について

研修会等の開催に当たって、研修会実施者は電子化（マイクロソフト・エクセル使用）した受講者名簿を作成し、その名簿を研修会ごとに当財団へ報告することとなります。この名簿は認定申請の際の照合による受講確認に使用するため、検索できるよう、氏名及び薬剤師免許番号を記載することとしました。したがって、研修会の受講に当たっては、氏名のほか薬剤師免許番号の登録が必要となります。また、氏名及び薬剤師免許番号を含む受講者名簿が、研修会実施者から当財団に提出されることをご承知おきください。

なお、当財団の個人情報の取扱いについては、ホームページにプライバシーポリシーとして掲載しています。法律に基づき開示が義務づけられている等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に個人情報を開示・提供することはありません。

2. 研修受講シールについて

研修受講シールを受領した受領者を特定できるようにするため、当財団が発行する研修受講シールに通し番号を付します。この研修受講シールの交付に当たっては、受講者名簿との齟齬の発生を防ぐため、本人確認及び受講状況確認を確実に行うべきこととしました。したがって、研修受講シールの受領に当たっては、本人確認のための書類の提示が求められることとなります。

また、研修会又は学会等において受講証明書の交付を受け、それを添付して当財団に受講単位請求書を提出する方法を廃止しました。したがって、今後、このような研修会又は学会等に参加した場合は、自己研修による場合として単位の交付を申請してください。なお、研修受講シールを交付する方法となるように手続きすることを、研修会実施者に要請しています。